

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付金奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付金奨学生採用候補者選考会議に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

1. 推薦基準

（1）人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付金奨学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として社会に貢献する人物となる見込みがあること。

（2）学力及び資質について

下記のいずれかの要件を満たしていること。

- ① 本校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績をおさめている者（1・2年の評定平均4.0以上）
- ② 各教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、本校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者（1・2年の評定平均3.5以上）
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、または進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

（4）家計について

生計を維持する者が、以下の①・②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ①家計支持者が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ②生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の措置として以下の施設等に入所等していること（生徒などが18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

- ・児童養護施設（児童福祉法第41条に規定する施設）
- ・児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ・児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ・里親（同法第6条の4に規定する者）